



鳥取県公報

平成18年 3月17日(金)
第 7 7 7 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良事業の工事の完了 (147) (耕地課) 1
	建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (148) (管理課) 1
	県道の区域の変更 (149) (道路企画課) 4
	県道の供用の開始 (150) (") 5
教委告示	定例教育委員会の招集 (4) (教育総務課) 5
議会告示	鳥取県議会事務局組織規程の一部改正 (1) (総務課) 5
調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) 6
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育センター) 9

告 示

鳥取県告示第147号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2 第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
日吉津村	農村基盤総合整備事業今吉地区区画整理	平成 8 年 3 月13日
日吉津村	集落地域整備事業今吉地区区画整理	平成11年 3 月27日

鳥取県告示第148号

平成17年鳥取県告示第362号 (建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について) の一部を次のように改正する。

平成18年 3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、

改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）が提出すべきものとして、調達公告に定める書類をいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告に定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札日までの期間に含まれていないこと。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 参加希望者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が一括して作成し、提出するものとする。</p> <p>(1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札（鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第12条第2項に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、応募書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算器による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録するためには記録媒体に1メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、オの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（http://nyusatsu.pref.tottori.jp）（以下「県HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に当該応募書類に記載すべき事項を入</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）が提出すべきものとして、調達公告に定める書類をいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告に定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の日までの期間に含まれていないこと。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 参加希望者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が一括して作成し、提出するものとする。</p> <p>(1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札（鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第12条第2項に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、応募書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算器による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録するためには記録媒体に1メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、オの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（http://nyusatsu.pref.tottori.jp）（以下「県HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に当該応募書類に記載すべき事項を入</p>

力するものとする。

ア及びイ 略

ウ 配置技術者調書（様式第3号、様式第4号）

（ア） 略

（イ） 配置技術者に同種工事を元請けとして施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した実績（現場代理人としての実績については、調達公告で当該実績を同種工事を施工管理した実績として認めることとする場合において、その施工の当時に当該調達公告で定める資格（以下「特定資格」という。）を有する技術者であったときのものに限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「施工管理実績」という。）があることを入札参加者の条件とする場合は様式第3号、条件としない場合は様式第4号によること。

（ウ）～（ク） 略

エ 追加技術者調書（様式第5号）

（ア）及び（イ） 略

（ウ） （イ）により記載した者が特定資格を有することが確認できる書類（合格証明書の写し、監理技術者資格者証の写し等）及び参加希望者の継続雇用者であることが確認できる書類（監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し、健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。

オ～キ 略

（2）及び（3） 略

（4） 提出された応募書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

（1）～（3） 略

（4） 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、配置技術者に加え、当該落札者

力するものとする。

ア及びイ 略

ウ 配置技術者調書（様式第3号、様式第4号）

（ア） 略

（イ） 配置技術者に同種工事を元請けとして施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した実績（現場代理人としての実績については、調達公告で当該実績を同種工事を施工管理した実績として認めることとする場合において、その施工の当時に当該調達公告で定める資格を有する技術者（以下「特定技術者」という。）であったときのものに限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「施工管理実績」という。）があることを入札参加者の条件とする場合は様式第3号、条件としない場合は様式第4号によること。

（ウ）～（ク） 略

エ 追加技術者調書（様式第5号）

（ア）及び（イ） 略

（ウ） （イ）により記載した者が特定技術者であることが確認できる書類（合格証明書の写し、監理技術者資格者証の写し等）及び参加希望者の継続雇用者であることが確認できる書類（監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し、健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。

オ～キ 略

（2）及び（3） 略

（4） 提出された応募書類は、応募者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

（1）～（3） 略

（4） 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、配置技術者に加え、当該落札者

(共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、構成員全員とする。)の特定資格を有する継続雇用者(以下「追加技術者」という。)を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。この場合においては、追加技術者調書(様式第5号)を提出していない者、提出した当該調書に重大かつ明白な不備がある者及び当該調書に記載されたすべての者が入札時に他の工事(当該工事が実質的に完成しており、その者が専任する必要はないと発注者が認めたものを除く。)に専任している者は、失格とする。

(5) 落札者は、配置技術者及び追加技術者を発注工事にその施工期間中専任で配置しなければならない。ただし、配置技術者を専任で配置できることが入札参加者の条件とされていないときは、配置技術者については発注工事に専任としなくてもよい。

(6) 略

5 応募の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。

(2)~(5) 略

(共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、構成員全員とする。)の継続雇用者である特定技術者を発注工事にその施工期間中配置することを求める。この場合においては、追加技術者調書(様式第5号)を提出していない者、提出した当該調書に重大かつ明白な不備がある者及び当該調書に記載されたすべての者が入札時に他の工事(当該工事が実質的に完成しており、その者が専任する必要はないと発注者が認めたものを除く。)に専任している者は、失格とする。

(5) 落札者は、配置技術者及び(4)の特定技術者を発注工事にその施工期間中配置しなければならない。この場合、配置技術者及び(4)の特定技術者を専任で配置できることが入札参加者の条件とされているときの当該配置技術者は、発注工事に専任としなければならない。

(6) 略

5 応募の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、鳥取県公報に登載し、又は発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。

(2)~(5) 略

鳥取県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年3月17日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取国府岩 美線	鳥取市国府町拾石字所田443 - 1地先から同市国府町拾 石字諏訪田89 - 1地先まで	変更前	7.0~17.0	580.0
		変更後	9.0~33.3	571.0

鳥取県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年3月17日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取国府岩 美線	鳥取市国府町拾石字所田443 - 1 地先から同市国府町拾石字諏訪 田89 - 1 地先まで	平成18年3月17日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第4号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成18年3月17日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成18年3月21日（火）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - （1）鳥取県教育委員会事務局組織規則の一部改正について
 - （2）その他

議 会 告 示

鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会事務局組織規程（平成7年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月17日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(職制)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課等に、必要に応じ次に掲げる職を置くことができる。 課長補佐・主幹・副主幹・主事・衛視・自動車整備士・運転士・現業主事</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課等に、必要に応じ次に掲げる職を置くことができる。 <u>主査・課長補佐・主幹・副主幹・現業主幹・主任・主事・衛視・自動車整備士・運転士・現業主事</u></p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>主査は、上司の命を受け、重要な課務又は室務に従事する。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月17日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、第10項又は第11項の規定の適用を受ける職員の職については、主査にあっては平成19年3月31日まで、主任にあっては平成20年3月31日までの間、この告示による改正後の鳥取県議会事務局組織規程第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

- ア 借入物品 ノート型コンピュータ 30台
- イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年5月1日から平成22年4月30日まで

(4) 納入期限

平成18年4月28日(金)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうちリース又はレンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年3月24日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成18年3月17日(金)から同年4月11日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

1の(5)で示す各機関と個別に契約を行うものとする。(詳細は、入札説明書による。)

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857-26-7613、7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857-26-7431、7432、7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年3月17日(金)から同月29日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年4月11日(火)午後2時

鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年4月5日(水)午後2時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 予算成立要件

この公告に示した調達に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

(2) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(3) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年3月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

情報教育研修システム 一式

内訳

ア マルチメディア系研修室システム 一式

(サーバ1台、デスクトップ型パーソナルコンピュータ21台、レーザープリンタ2台等)

イ ネットワーク系研修室システム 一式

(サーバ1台、デスクトップ型パーソナルコンピュータ25台、レーザープリンタ6台等)

ウ 一般研修室システム 一式

(サーバ1台、デスクトップ型パーソナルコンピュータ41台、レーザープリンタ4台等)

エ 所外研修用機器 一式

(サーバ1台、ノート型パーソナルコンピュータ20台等)

オ 教育センター用サーバシステム及びTorikyo-NET用サーバシステム 一式

(サーバ7台、ルータ1台、基幹HUB4台等)

カ 職員用機器 一式

(ノート型パーソナルコンピュータ19台、レーザープリンタ3台等)

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年7月1日から平成22年6月30日まで

(4) 納入期限

平成18年6月28日(水)

(5) 納入場所

鳥取市湖山町北五丁目201 鳥取県教育センター

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうちリース又はレンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入

後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

- (4) 平成18年3月17日(金)から同年5月1日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会教育センター

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター

電話番号 : 0857-28-2323

ファクシミリ番号 : 0857-28-8513

電子メールアドレス : jyouhou@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年3月27日(月)から同年4月3日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。ただし、同年3月27日(月)については、午後1時から午後5時までの交付とする。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成18年3月27日(月)午後1時30分

鳥取県教育センター

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年5月1日(月)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県教育センター

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年4月17日(月)午後5時までに提出しなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の

全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Computer system for information technology education training of Tottori Prefectural Institute for Education

(2) Time limit for submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 17 April, 2006

(3) Time limit for submission of tenders : 2 : 00 PM 1 May, 2006

Time limit for submission of tenders by registered mail : 12 : 00 noon 1 May, 2006

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Institute for Education, 5 - 201 Koyama - cho - Kita, Tottori - shi, 680 - 0941 Japan TEL : 0857 - 28 - 2323

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成18年度上半期（平成18年4月から同年9月まで）において鳥取県公報の購読（半年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成18年3月24日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。半年間総額 13,200円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7493

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

下記のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申 込 者

氏 名

㊟

（法人にあっては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

記

購 読 期 間	年 月から 年 月まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

購読期間は、原則として「平成18年4月から同年9月まで」としてください。